

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 96 ソフトウェア取引の収益認識時期について

近年のソフトウェアビジネスの拡大はめざましく、クラウド環境を整えるようなアプリケーションの発達に伴い、新たなソフトウェアの開発環境が盛んになるなど、ソフトウェアの提供機会が増してきています。

今回は、情報サービス産業において中心的な取引であるソフトウェア取引における収益の認識時期についてご説明します。

一般的に、成果物を提供する取引における収益認識は、一連の営業過程において販売が完了した段階、すなわち売手が財を引き渡し、現金や金銭債権の取得等により対価が成立した段階で行うものとされています。

ソフトウェア取引の収益認識については、ソフトウェアの特質として、ソフトウェアが無形の資産であることにより、その状況や内容確認の困難さはあるものの、(1)当該取引の実在性、(2)一定の機能を有する成果物の提供が完了していること、及び(3)その見返りとしての対価が成立することが必要です。

これらの3つの要件のうち、特に(2)の「成果物の提供が完了」しているか否かが実務上の論点となることが多いと思われます。

では、下記のソフトウェア取引において、(2)一定の機能を有する成果物の提供が完了している段階とは、具体的にはどの時点となるでしょうか。

(a) 市場販売目的のソフトウェア取引（不特定多数のユーザー向けに開発した各種ソフトウェアの販売やライセンス販売（ライセンスの使用を許諾し使用料を得る契約））

市場販売目的のソフトウェア取引については、一般的に、企業（ベンダー）の側でその仕様（スペック）がすでに確定しています。そのため、納品が完了した時点で実質的に成果物の提供が完了します。

(b) 受注制作のソフトウェア取引（特定のユーザー向けにソフトウェアを制作し、提供するケース）

受注制作の場合、基本的にオーダーメイドによるものであり、その仕様（スペック）は確定していません。そのため、工事完成基準（※）を適用している場合には、通常、ユーザーの側で契約内容に応じて、成果物とその一定の機能を有することについての確認（一般的には検収等）が行われた時点で、その成果物の提供が完了すると考えられます。

（※）受注制作のソフトウェア取引については、契約の形態（請負契約の形態をとるか、準委任契約の形態をとるか等）を問わず、請負工事の会計処理に準じ、工事完成基準または工事進行基準により会計処理します。なお、工事進行基準を適用している場合には、作業の進捗度に応じて、収益を認識することになります。

<関連基準等>

研究開発費等に係る会計基準（平成 10 年 3 月 企業会計審議会） 四 1

企業会計基準第 15 号 工事契約に関する会計基準 第 5 項、第 32 項

実務対応報告第 17 号 ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い